

# 建築物石綿含有建材調査者制度

平成26年6月26日(木)



国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省

## ■資料の構成

1. 建築物におけるアスベスト対策について
2. 建築物石綿含有建材調査者について

(参考資料)

# 1. 建築物におけるアスベスト対策について①

## 平成17年にアスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(平成17年12月)  
「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会)(同上)

### 建築物におけるアスベスト対策

#### 建築基準法の改正 (平成18年2月)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。



#### 民間建築物のアスベスト調査の推進 (平成17年12月～)

昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。



#### アスベストの調査・除去等への支援 (平成17年度補正予算で創設→その後拡充)

民間建築物等について補助を実施。  
・調査 : 国10/10  
・除去等 : 国1/3、地方1/3等



1

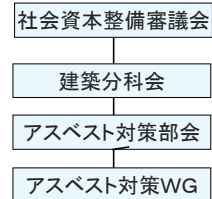
# 1. 建築物におけるアスベスト対策について②

平成19年12月の総務省告示「1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること」

### 社整審アスベスト対策部会の再開

- 平成20年9月にアスベスト対策部会を再開し、アスベスト対策WG(主査:名取雄司氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長))を設置して、民間建築物の調査の推進方策等を検討。
- 平成21年6月に開催した部会では、今後の検討課題について、「本格実施のための環境整備を行うことが重要」との指摘があり、特に、**建築物のアスベスト調査者の育成等**について「先行的に検討」とされ、WGにて引き続き検討。

<部会・WGの位置づけ>



2

## 1. 建築物におけるアスベスト対策について③

### 現在の取組

○ WGでの検討作業がまとまったため、平成24年9月にアスベスト対策部会を開催し、**今後の検討課題として、主として次の事項が挙げられた。**

- 1) 建築物のアスベストの調査・除去等に係る国庫補助にあたっては**資格者が調査を行うことを要件化**することで調査・除去等の質の確保・向上を図ることとする。  
このための**新たな資格制度を創設**すること。

平成25年7月国土交通省告示第748号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を制定

→ 国土交通省に登録を行った公正・中立な第三者機関が講習を実施し、資格を付与。

- 2) 様々な段階における調査者の活用

- 3) 地方公共団体において、担当職員向けの簡便な調査マニュアルの整備などを通じて、石綿対策への理解を深めるとともに、調査・除去等の**補助制度の創設**や**台帳の整備**に取り組むよう、働きかける必要。

→ 地方公共団体職員向けの「建築物石綿含有建材調査マニュアル」をとりまとめ中。  
(この中で調査者の活用を推奨)



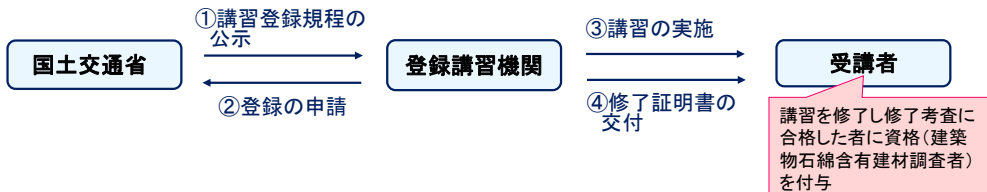
3

## 2. 建築物石綿含有建材調査者について①

### <制度の概要>

- ①国土交通大臣は講習登録規程を公告する。
- ②国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習を実施できる体制の確保するための要件に適合する機関を講習機関として登録する。
- ③登録講習機関は、講義、実地研修、修了考査を含む講習を行う。
- ④登録講習機関は、講習を修了し修了考査に合格した者に修了証明書を交付する。

### <制度のフロー>



4

## 2. 建築物石綿含有建材調査者について②

### 講習機関の登録の要件

- ・登録規程に定める適切な講習(講義、実地研修)が行われること。
- ・建築学、医学、化学等の科目を担当する教授であるなど、一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
- ・制限業種(設計・工事監理業、建設業等)に支配されていないものとして、一定の中立性があること。 等

### 受講者の資格

- ・建築に関する知識及び経験を有する者
  - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
  - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者
  - その他、上記と同等以上の知識及び経験を有する者として認められる者
- ・石綿作業主任者技能講習や特定化学物質等作業主任者技能講習を修了し、一定以上の石綿調査に関する実務経験を有する者
- ・作業環境測定士で、一定以上の石綿調査に関する実務経験を有する者 等

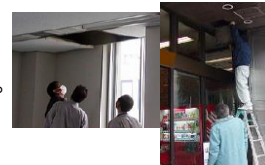


5

## 2. 建築物石綿含有建材調査者について③

### 講習の内容

- ・ 講義(11時間)
  - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識  
(建築物と石綿、石綿関連疾患、建築物の石綿濃度と健康リスク、リスク・コミュニケーション、建築物石綿含有建材調査者その他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項)
  - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査  
(建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材(吹付け材、耐火被覆材、保温材及び断熱材)、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項)
  - 第3講座 現場調査の実際と留意点  
(調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項)
  - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成  
(調査票の記入、調査報告書の作成、所有者への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項)
  - 第5講座 成形板等の調査  
(成形板等の調査に関する事項)
- ・ 実地研修  
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了考査  
筆記試験、口述試験



6

**建築基準法による規制(平成18年2月改正)**

- 規制の対象
  - ・アスベストの飛散のおそれのある次の建築材料の使用を規制し、これにより、既に吹付けアスベスト等が使用されている建築物の増改築等の際の除去等を促進。(注)



吹付けアスベスト




アスベスト含有吹付けロックウール  
(アスベスト含有率が0.1%を超えるもの)


●一定の増改築及び大規模修繕・模様替の際には、当該増改築等以外の部分について封じ込めや囲い込みをもって対応。

**アスベストの調査・除去等への支援(平成17年度補正予算で創設→その後拡充)**


- 民間建築物等について補助を実施
  - ・アスベスト含有の有無に係る調査：国10/10(台帳の整備を含む。)
  - ・アスベスト除去等：国1/3、地方1/3等



除去



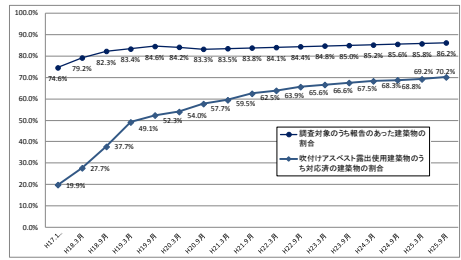
封じ込め



囲い込み

**民間建築物のアスベスト調査の推進(平成17年12月～)**

- 対象建築物
  - ・昭和31年頃から平成元年まで\*に施工された民間建築物のうち大規模な建築物(概ね延べ面積1,000㎡以上)
  - \*平成元年に業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止。
- 調査建材
  - ・吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- 調査結果(H25.9.16現在)
  - ・調査対象：約27.2万棟 うち報告済：約23.4万棟(報告率86.2%)
  - ・調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物：約1.6万棟 うち対応済：約1.1万棟(対応率70.2%)



<調査結果の推移>

○住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。

(1) アスベスト含有調査等

- ✓対象建築物・・・吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある住宅・建築物
- ✓交付内容・・・吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用(アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。)
- ✓国費率・・・国100%(限度額は、原則として25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)

(2) アスベスト除去等

- ✓対象建築物・・・吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物
- ✓交付内容・・・対象建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用(※)
  - ※住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除却に要する費用相当分とする。
- ✓国費率・・・
  - ◆地方公共団体が実施する場合：国1/3以内
  - ◆民間事業者が実施する場合：国1/3以内(地方公共団体の補助額の1/2以内)、地方1/3以内 → 合計で2/3以内

アスベスト改修のイメージ



<除去>



<封じ込め>



<囲い込み>